

平成 27 年度

宇美町新庁舎建設基本構想策定業務委託

事業者選定審査要綱

宇美町役場 総務課 管財室

1 趣旨

この要綱は、「平成 27 年度 宇美町新庁舎建設基本構想策定業務委託」（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザルの選定に関する基準について規定するものである。

2 選定の対象

選定の対象は、本業務に係る企画提案書を提出した者とする。

3 選定をする者

選定は、町長が選任した宇美町新庁舎建設基本構想策定業務委託業者選定委員（以下「選定委員」という。）が行う。

4 第一次選定

第一次選定は、企画提案書を対象とし、次の各号に定める基準等に従い行う。なお、選定の結果については、一切の異議等を受け付けない。

また、選定の結果については、企画提案書を提出した者全てに対し、各当事者の結果のみを通知するものとする。

(1) 選定は、企画提案書に記載された内容にのみ基づいて行う。

(2) 企画提案書に記載された内容が、宇美町が求めるものでない場合は、一般的に優れていると評価されるものであっても、審査の対象から除外することがある。

(3) 得点配分は、次のとおりとする。

	区分	配点
1	実施方針（基本構想について）	10
2	実施方針（基本計画について）	10
3	実施方針（PFI 導入可能性調査について）	10
4	業務フロー	5
5	工程計画	5
6	実施体制	5
7	配置予定技術者の経歴	15
8	会社概要	5
9	同種業務実績	15
10	見積額	20

(4) 前号の配点の合計が高いものから上位 3 者（企画提案書を提出した者が 3 者に満たないときは、当該提出した者の数。）を第一次選定通過者とする。

5 第二次選定

第二次選定は、第一次選定通過者に対するヒアリングにより行う。詳細は、次のとおり。

(1) 開催日時

平成 27 年 8 月 24 日（月）10 時～

※ 第一次選定通過者毎の時間は、あらためて通知する。

(2) ヒアリング会場

宇美町役場 会議室

(3) ヒアリング内容

- ・ 企画提案書の要旨及び補足説明（30 分以内）
- ・ 質疑応答

(4) ヒアリング出席人数

3 名以内。管理者に予定されている者は、必ず出席すること。

(5) 得点配分は、次のとおりとする。

	区分	配点
1	専門性	20
2	取り組み意欲	20
3	説明等の明確性	10

(6) 最優秀提案者の決定

- ・ 第一次選定及び第二次選定の合計得点の最も高い者（以下「最高得点者」という。）を最優秀提案者とするほか、他の者について第 2 順位、第 3 順位を決定する。
- ・ 最高得点者又は第 2 順位者になるべき得点の者が複数あるときは、当該最高得点者等（当該最高得点者等から最優秀提案者又は順位の決定に係る事務を受任した者を含む。）にくじを引かせ、最優秀提案者及び順位を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、この業務に関係のない宇美町の職員がその者を代理してくじを引き、最優秀提案者を決定する。
- ・ 町長が認める合計得点に達する者がいないときは、最優秀提案者を決定しない場合がある。

(8) その他

- ・ 説明は、企画提案書に基づいて行うこと。補足資料の配布及び使用等は認めない。
- ・ パソコン及びプロジェクター等の使用は認める。なお、パソコン以

外の機器については、町が用意できるものは、その借用を認めることとする。したがって、あらかじめ事務局と打ち合わせることを。

- ・ 選定結果に関する異議等は、一切認めないものとする。

6 問い合わせ・提出先

【事務局】

〒811-2192

福岡県糟屋郡宇美町宇美五丁目1番1号

宇美町役場 総務課 管財室

Tel : (092)934-2268(直通)

E-mail : kanzai@town.umi.lg.jp